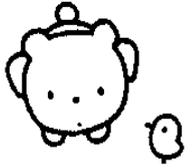


# 令和8年度練馬区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

小学3年生まで(障害児の場合は小学6年生まで)の保護者の方を対象に、東京都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助します。

事業の詳細は、練馬区のホームページをご覧ください。

練馬区  
ホームページ



## 1. 制度概要

対象者	ベビーシッターを利用した日において、対象児童と同居し、練馬区に住民登録がある、つぎのいずれかに該当する方 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に保育を必要とする保護者 保護者の残業や病気、リフレッシュ等幅広い理由でご利用いただけます。 ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者 保護者とベビーシッターと一緒に保育をする場合が対象となります。
対象児童	小学3年生まで(0歳から満9歳に達する年度の末日までの児童) 障害児の場合は小学6年生まで(満12歳に達する年度の末日までの児童) 保育園や幼稚園等に通園している場合も対象となります。
補助対象利用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
補助上限時間 (年度あたり)	児童1人あたり144時間 障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童1人あたり288時間
補助上限額 (1時間あたり)	日中利用 7時から22時まで 2,500円 夜間利用 22時から翌7時まで 3,500円 1か月単位で利用時間を合算し、60分未満を切り捨て、補助上限額を算出します。
対象経費	ベビーシッター利用料(純然たる保育サービス提供対価) 入会金、会費、交通費、家事援助、キャンセル料、保険料、おむつ代等の費用は、補助対象外となります。 割引券やクーポン等で減額された額は、含みません。
対象事業者	東京都が定めたベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者 認定事業者は、東京都のホームページからご確認ください(随時更新されます。) 利用時には、必ず事業者へ「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」とお伝えください。
対象となるベビーシッター	東京都が定める要件を満たしているベビーシッター 認定事業者であっても、都が定める要件を満たしていないベビーシッターでは、補助が受けられません。
対象となる保育条件	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること。 例外として、補助対象児童のきょうだいを、保護者とベビーシッターと一緒に保育を行う(共同保育)場合で、かつ、保護者が契約において同意している場合は、ベビーシッターが1人であっても対象となる場合があります。

東京都  
ホームページ



認定事業者一覧

## 2. ご利用の流れ

### 事業者と契約（利用者 事業者）

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧から事業者を選び、直接契約を結びます。

**契約の際、必ず事業者へ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」とお伝えください。**

補助要件を満たしたベビーシッターを予約してください。要件証明書が発行可能なベビーシッターに依頼した場合のみ、補助対象となります。

東京都  
ホームページ



認定事業者一覧

### ベビーシッターの利用・支払い（利用者 事業者）

ベビーシッターを利用し、料金を支払います。事業者から「領収書」、「利用明細書」、「ベビーシッター要件証明書（利用日以前の発行日）」を受け取ってください。

### 補助金の申請（利用者 区）

申請書に必要書類を添えて、申請締切日（必着）までに郵送または電子申請フォーム（LoGoフォーム）により申請してください。電子申請には、マイナンバーカードや署名用パスワードなどが必要となります。

区様式	補助金交付申請書兼請求書 <b>郵送の場合は申請者印・捺印を押してください。</b> ベビーシッター利用内訳表 委任状（申請者と口座名義人が異なる場合のみ）
事業者発行	ベビーシッター要件証明書 領収書（請求書は不可） 利用明細書 クーポン等を利用したことがわかるもの（クーポン等を使用した場合のみ）
該当者のみ	身体障害者手帳や愛の手帳等、障害児であることが確認できるもの 児童扶養手当証書や戸籍謄本等、ひとり親家庭であることが確認できるもの

### 交付決定（区 利用者）

申請書類の審査後、「交付決定通知書」を送付し、指定された口座へ補助金交付決定額を振り込みます。

## 3. 令和8年度 申請スケジュール

申請締切日は毎月15日（土日祝休日の場合は翌営業日）、支払い予定日はその翌月下旬です。

申請締切日（必着）	区からの支払い予定日
令和8年5月15日（金）	令和8年6月下旬
令和8年6月15日（月）	令和8年7月下旬
}	
令和9年4月15日（木） <b>最終申請締切</b>	令和9年5月下旬

各申請締切日に間に合わない場合でも、最終申請締切（令和9年4月15日（必着））までであれば、受け付けます。

最終申請締切（令和9年4月15日（必着））までに「申請書兼請求書」および「ベビーシッター利用内訳表」の提出があった申請については、令和9年4月30日（必着）まで、不足書類の追加提出を受け付けます。

## 4. その他の留意事項

本事業をご利用になる前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（こども家庭庁ホームページ）をご確認ください。

区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

こども家庭庁  
ホームページ



### コールセンター・申請書類提出先

株式会社パソナライフケア 練馬区ベビーシッター担当 宛て（練馬区委託事業者）

〒107-0062 東京都港区南青山3-1-30 電話番号：0120-221-266

受付時間：平日 9時から17時まで（土日祝休日、12月29日から1月3日は除く）